

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程

平成21年4月1日

規程第81号

改正	平成22年	3月規程第	14号
	平成25年	3月規程第	34号
	平成27年	3月規程第	6号
	平成30年	3月規程第	4号
	令和6年	3月規程第	6号
	令和7年	3月規程第	11号

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第53条の規定に基づき、青森公立大学職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の退職手当に関し、この規程に定めのない事項については、青森市職員の退職手当に関する条例（平成17年青森市条例第57号）及びこれに基づく青森市規則の規定の例による。

(退職手当の支給)

第2条 次条及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第20条の規定による退職手当は、就業規則の適用を受ける職員（就業規則第58条第3項の規定により再雇用された者及び青森市職員の身分を有する者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 この規程の規定による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合にあっては法人が指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により、当該者からの申出があった場合にあっては口座振込みの方法により支払うことができる。

3 一般の退職手当及び第20条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (一般の退職手当)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、公立大学法人青森公立大学職員の育児休業等に関する規程（平成21年規程第48号）第9条第1項の規定による育児短時間勤務（同規程第15条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員については、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第6条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第22条第1項に規定する退職をした者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第58条第2項の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が認めたものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務地の移転により退職した者であって理事長が認めたものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって理事長が認めたもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（就業規則第58条第2項の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職

した者若しくは勤務地の移転により退職した者であって理事長が認めたものに限る。) に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については 1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については 1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については 1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第7条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする法人の規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第3条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受け

たことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第22条第1項若しくは第24条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第20条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第16条第5項に規定する職員以外の地方公務員等、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第18条第1項に規定する特定法人役職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた期間
- (2) 第16条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第16条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第16条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第16条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第16条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第16条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第16条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第16条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第16条第6項に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

- (11) 第18条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第18条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第18条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第18条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第18条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第18条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第18条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第18条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって理事長が認めたものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に

		相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第7条第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第9条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について記録が作成されたものでなければならない。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第12条 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の

規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第7条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第13条 第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第4条から第6条まで	第8条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の規定により読み替えて適用する第6条の
第12条	第7条第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の
	同項第2号ロ	第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	第8条の規定により読み替えて適用する同項の
第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢

		との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第7条第1項第2号ロ	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第46条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職並びに同条第1項第5号に掲げる休職で理事長が定めるものを除く。）、同規則第68条第3号に規定する停職、同規則第44条第1項の規定による育児休業、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間及び育児短時間勤務その他これに準ずる事由により勤務をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第特号区分 65,000 円
- (2) 第1号区分 59,550 円
- (3) 第2号区分 54,150 円
- (4) 第3号区分 43,350 円
- (5) 第4号区分 32,500 円
- (6) 第5号区分 27,100 円
- (7) 第6号区分 21,700 円
- (8) 第7号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第2号から第18号までに掲げる期間

が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第15条 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

（勤続期間の計算）

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（第22条第1項に規定する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の

2分の1（育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務その他これに準ずる事由により勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（理事長が定める事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（臨時又は非常勤のものを除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第26条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立

行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下

「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第4条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国立大学法人等職員との在職期間の通算)

第17条 職員が、退職後引き続いて国立大学法人、他の公立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は一般地方独立行政法人(以下「国立大学法人等」という。)

の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準によりその者の当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることとなるときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等（理事長が定めるものを除く。）の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての在職期間を含むものとする。ただし、国立大学法人等の退職手当に関する規定により、その者が退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、その期間については、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まれないものとする。

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第18条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第16条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第16条（第5項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

- (1) 職員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (2) 職員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員とし

て在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(理事長又は副理事長の在職期間を有する職員の取り扱い)

第19条 職員が引き続いて理事長又は副理事長となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 理事長又は副理事長が引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間は、理事長又は副理事長の期間も在職期間として含むものとする。
- 3 職員が引き続いて理事長又は副理事長となり、その後引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間は、理事長又は副理事長となる前の職員の期間及び理事長又は副理事長の期間も在職期間として含むものとする。
- 4 第2項及び前項に該当する職員の退職手当は、第1号に定める額と第2号に定める額を合算した額とする。
 - (1) 理事長又は副理事長の期間及び当該期間の最後に受けることとなった給料の月

額を基礎とし、公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する
規程第3条の定めるところにより計算した退職手当の額

- (2) 第2項又は前項の規定により職員として在職期間とみなされる、前号の期間を
除いた期間を基礎として、第3条の規定により計算した退職手当の額
(予告を受けない退職者の退職手当)

第20条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条
の規定に該当する場合で、就業規則第63条に規定する解雇予告手当が支給されてい
るときは、当該解雇予告手当は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一
般の退職手当の額が当該解雇予告手当の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、
その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(定義)

第21条 本条から第25条の4までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒解雇等処分 就業規則第68条第4号に規定する懲戒解雇の処分その他の
職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
(2) 退職手当管理機関 職員の退職（この規程その他の規程の規定により、この規
程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第25条の
4までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を
有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒解雇等処分及び本条から第
25条の4までの規定に基づく処分等の行為の性質を考慮して別に定める機関）を
いう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、
当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する
職）を占める職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない
場合にあっては、懲戒解雇等処分及び本条から第25条の4までの規定に基づく処
分等の行為の性質を考慮して別に定める機関）をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者が懲戒解雇等処分を受けて退職をした者であるときは、当該退
職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したとき
は、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、
当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、
当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後
における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに
当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部
又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書
面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公告することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公告した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差

止処分」という。)のうち、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第22条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 青森市行政手続条例（平成17年青森市条例第28号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第22条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 青森市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第22条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第25条の2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第22条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第22条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 青森市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができるものとする。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第25条第4項又は前条第3項において準用する青森市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第4項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又

は一部に相当する額の納付を求めることができるものとする。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができるものとする。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができるものとする。
- 5 前各項の規定により納付を求める場合の当該納付に係る金額は、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第4項までの規定による納付を求められるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 6 第22条第2項及び第25条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定により納付を求める場合について準用する。
- 7 青森市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第25条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会による調査審議）

第25条の4 退職手当管理機関は、第24条第1項第2号若しくは第2項、第25条第1項、第25条の2第1項の規定による処分又は前条第1項から第4項までの規定により納付を求める行為（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分等」という。）を行おうとするときは、人事委員会（公立大学法人青森公立大学人事委員会規程（平成21年規程第11号）の規定に基づく人事委員会をいう。以下同じ。）に

諮問しなければならない。

- 2 人事委員会は、第24条第2項、第25条の2第1項の規定による処分を受けるべき者又は前条第1項から第4項までの規定により納付を求められるべき者から申立てがあつた場合には、これらの者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分等に係る事件に関し、当該処分等を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をするものとする。
- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分等に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めるものとする。
- 5 退職手当の支給制限等の処分等に係る人事委員会の調査審議に関し必要な事項については、別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第26条 職員が退職した場合（第22条第1項に規定する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が、第18条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、理事長が定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、青森市職員の退職手当に関する条例又は青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和46年組合条例第1号）（以下これらを「従前の条例」という。）の適用を受けていた者で引き続きこの規程の適用を受けることとなるもの（以下「継続適用職員」という。）の

従前の条例による退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、この規程による退職手当の算定の基礎となる勤続期間に通算する。

- 3 施行日の前日までに、継続適用職員について従前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条まで及び附則（令和6年規程第6号）第2項から第6項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第15条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。
- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条及び附則（令和6年規程第6号）第4項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則（令和6年規程第6号）第3項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第15条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則（平成22年規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程及び公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年規程第 34 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程（以下「新退職手当規程」という。）附則第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、新退職手当規程附則第 4 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分 92」とする。

附 則（平成 27 年規程第 6 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 4 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 6 条」とあるのは、「、第 6 条又は附則第 2 項」とする。
- 3 当分の間、第 6 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 6 条」とあるのは、「、第 6 条又は附則第 3 項」とする。
- 4 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（令和 6 年規程第 6 号）附則第 2 項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 5 当分の間、25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて法人が承認したものに対する第 8 条及び第 13 条の規定の適用については、第 8 条中「定年に」とあるのは「定年（就業規則等の一部を改正する規程（令和

6年規程第6号)第1条の規定による改正前の就業規則第58条に規定する事務職員にあつては60歳とする。)に」と、同条の表中「定年」とあるのは「定年(就業規則等の一部を改正する規程(令和6年規程第6号)第1条の規定による改正前の就業規則第58条に規定する事務職員にあつては60歳とする。)」とする。

6 当分の間、第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者であつて法人の承認を得たものを除く。)に対する第8条の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、事務職員は、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは60歳とする。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、規定の施行に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮にあつてはそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留にあつては長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者にあつては無期の禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者にあつては刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者にあつては刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置)

5 第1条第2号の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程第23条第1項及び第4項、第24条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第25条の3第4項（公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する規程（平成21年4月1日規程第34号。以下この項において「理事長及び副理事長の退職手当規程」という。）第8条において準用する場合を含む。）並びに公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程第25条の3第3項の規定（理事長及び副理事長の退職手当規程第9条の規定により職員退職手当規程の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。）の適用については、刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（細則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に伴い必要な経過措置は、細則で定める。